

中国における画像意匠の保護制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

周 愷
機械意匠部
意匠グループリーダー

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。周氏は、中国で大学卒業後、2009-2012 年製品設計者を務めた。2012 年に北京銀龍に入所して今に至るまで機械部専利代理人を務めており、米国、ヨーロッパ、日本、および韓国のクライアントの特許・意匠出願の英語から中国語/中国語から英語への翻訳、校正、作成、申請、審査意見の応答、復審の応答、無効審判などの業務、および国内クライアントの出願書類の作成などの業務を担当してきた。2019 年から意匠グループリーダーとなり、同所の意匠出願の品質検査などの業務を担当している。

【概要】

本稿では、中国における画像意匠の保護制度について、平面パターンとグラフィカルユーザインターフェース（GUI）に分けて解説する。平面パターンは中国専利法（以下「専利法」という。）第 2 条の規定に基づき意匠専利として出願できる。また、2024 年 1 月 20 日に施行された、改正「専利審査指南」（2023）（以下「審査指南」という。）において、GUI の審査内容が第 1 部分第 3 章第 4.5 節に記載されており、新たに追加された部分意匠制度の内容（審査指南第 1 部分第 3 章 4.4）と合わせて、GUI に係る意匠の審査ルールが整備された。

【詳細及び留意点】

1. 平面パターン

1-1. 法令等の根拠

専利法第 2 条には、「意匠とは、製品の全体または一部の形状、模様またはその組み合わせならびに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す」と規定されている。よって、平面パターンは、意匠専利として出願することができる。

1-2. 保護要件

- a. 意匠は製品の全体または一部であることが前提となるので、単純なパターン自体は意匠として保護を受けることができず、製品に現わされたパターンでなければならない（専利法第 2 条）。
- b. パターンの付された平面形態の製品、例えば、シーツ、カーペットなどについて、要部が 1 つの面のみに係れば、その面の正投影図のみを提出することができる（審査指南第 1 部分第 3 章 4.2）。
- c. 平面形態の製品における模様または色彩パターンの意匠出願には、簡単な説明の欄に模様または色彩パターンの特徴を記載しなければならない（審査指南第 1 部分第 3 章 4.3）。
- d. パターンの付された平面形態の製品について部分意匠を出願する場合、物品全体の図面を提出し、かつ点線と実線との組み合わせによって、保護を要求する部分の内容を表示し、必要に応じて、簡単な説明の欄に保護を要求する部分を明記しなければならない（専利法実施細則第 30 条第 2 項、審査指南第 1 部分第 1 章 4.4）。

2. グラフィカルユーザインタ-フェース（GUI）

2-1. 法令等の根拠

2019 年 1 月 1 日に施行された改正『専利審査指南』では、第 1 部分第 3 章に「4.4 グラフィカルユーザインタ-フェースに係る製品意匠」という節が新たに設けられた。グラフィカルユーザインタ-フェース（以下「GUI」という。）に係る意匠の保護のニーズが高く、審査規則をより明確にするための改正である。なお、上記改正前は、GUI に関する事項は、専利審査指南中の複数の節に分かれて記載されていた。

さらに、2024 年 1 月 20 日に施行された改正『専利審査指南』（2023）においては、GUI の審査内容が第 1 部分第 3 章第 4.5 節に記載されており、新たに追加された部分意匠制度の内容（審査指南第 1 部分第 3 章 4.4）と合わせて、GUI に係る意匠の審査ルールが整備された。

2-2. 出願時の留意事項

(1) 製品の名称

『専利審査指南』（2023）において、状況に応じて GUI にどのような名称を付けるかが明確になった。

a. GUI を含む製品の意匠の名称は、GUI の主要な用途およびそれが適用される物品を示すべきであり、「GUI」というキーワードが必要である旨が審査指南に規定された。「温度調節 GUI を有する冷蔵庫」、「携帯電話用モバイル決済 GUI」のような物品の名称を用いることができることが明確にされ、「ソフトウェア GUI」、「操作の GUI」などのように、単に漠然と「GUI」という名称を製品の名称として使用してはならない（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5）。

b. 部分意匠として GUI 出願を提出する際、物品の名称は、例えば「携帯電話用モバイル決済 GUI の検索欄」のように、保護を要求する部分も明記しなければならない（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.2.1）。

c. 任意の電子機器に適用できる GUI について、出願人は GUI のみを出願し、それが適用される物品を含まなくてもよいとされた。この場合、物品の名称には「電子機器」というキーワードがなければならない。「電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などのモバイル端末を含む概念と理解することができる。物品の名称の欄には、それらの端末の名称までを具体的に記載せずに、「電子機器」と記載すればよいことが明確になった。また、部分意匠による GUI 出願については、「電子機器のモバイル決済 GUI の検索欄」のように保護を請求する部分も明記しなければならないとされた（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.2.2）。

d. 動的な GUI の名称には、例えば、「携帯電話の天気予報の動的な GUI」のように、「動的」というキーワードがなければならない（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.3）。

(2) 意匠の図面または写真

意匠の要部が GUI のみにある場合、少なくとも当該 GUI のディスプレイスクリーンパネルに係る面の物品の正投影図 1 点を提出しなければならない。より具体的には、モバイル端末のフレーム部分を含む図面の提出は不要であり、ディスプレイスクリーンパネル中の画像全体のみを図面として提出することができる（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.1）。

動的な GUI について、提出された図面は動的な GUI の完全な変化プロセスを唯一に確定できるものでなければならず、必要に応じて、国務院専利行政部門は、出願人に動的な GUI の変化プロセスを示すビデオ類ファイルを提出するよう要求することができる（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.3）。

(3) 簡単な説明

意匠の要点が GUI 意匠のみにある場合、簡単な説明の欄に意匠の要点が GUI のみまたは GUI の中の一部のみにあることを明記しなければならず、かつ、部分意匠の方式で GUI を提出する場合は、保護を要求する部分の用途を明記しなければならない（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.1, 4.5.2, 4.4.3(3)）。

また、任意の電子機器に適用できる GUI の意匠出願において、当該 GUI を含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、それが適用される具体的な最終製品を列挙する必要はなく、製品の用途を「電子機器」のようにまとめることができる（審査指南第 1 部分第 3 章 4.5.2.2）。

【ソース】

・中国専利法（2020 年改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf

（日本語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

・中国専利法実施細則（2023 年 12 月 11 日改正）

（中国語）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/admin20240120_1.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20240120_1.pdf

・ 中国專利審査指南（2023 年改正）

(中国語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_2.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20240120_1.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)